

介護予防・生活支援サービス事業者 管理者 様
(訪問型・通所型サービス)

前橋市長 山 本 龍
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに係る介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス）の報酬算定の臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルスに係る総合事業の人員基準等の臨時的な取扱いについては、令和2年4月20日付前長第6号「新型コロナウイルスに係る介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）の人員基準等の臨時的な取扱いについて」においてお示ししているところです。

このことに関連して、報酬算定の臨時的な取扱いを下記のとおりといたしますので通知いたします。

(長寿包括ケア課・介護保険課)

記

訪問型・通所型共通

1 休業する場合（事業所都合）

自主的にサービス提供事業所を休業する場合には、月の総日数から休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分（日割算定）を報酬請求してください。

●算定例

4月15日～21日までを休業とする場合

⇒4月1日～14日及び4月22日～30日までの23日間分を請求

●注意事項

自主的な休業は、利用者に予告のうえ実施してください。

●参考資料

介護保険最新情報 Vol.779 問4

2 サービス利用拒否により提供回数が予定を満たさない場合（利用者都合） 感染拡大防止等を目的に提供回数を制限する場合（事業所都合）

月内の利用が0回の場合は報酬請求できません。また、月内の利用が1回以上ある場合には、通常の請求区分で報酬請求してください。

●注意事項

利用回数が0回の場合は、利用者に契約継続の意思を確認してください。

●訪問型サービスの留意点

介護職員が体調不良等により従事が困難な場合は、可能な限り他の介護職員でのサービス提供を検討してください。

●参考資料

介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について（平成29年3月30日前橋市通知）

- 3 時間短縮サービスを提供する場合
時間を短縮してサービスを提供する場合は、通常の請求区分で報酬請求してください。
- サービス提供例
訪問型サービス ⇒ 訪問時間を短縮したサービス提供
通所型サービス ⇒ 利用時間を午前・午後に分けたサービス提供
 - 注意事項
必ず、利用者の同意を得てから実施してください。
ケアプランに位置付けた利用回数分のサービス提供を確保してください。
 - 参考資料
介護保険最新情報 Vol.818 問2

通所型のみ

- 4 代替サービスを提供する場合
施設への通所に代わる方法によりサービスを提供する場合は、通常の請求区分で報酬請求してください。
- サービス提供例
居宅訪問によるサービス提供
指定を受けた場所以外でのサービス提供
電話による安否確認
 - 注意事項
必ず、利用者の同意を得てから実施してください。
ケアプランに位置付けた利用回数分のサービス提供を確保してください。
電話により確認した事項については、記録を残してください。
 - 参考資料
介護保険最新情報 Vol.770
介護保険最新情報 Vol.809 問1・問2
介護保険最新情報 Vol.818 問1
- 5 組み合わせてサービス提供する場合
通常のサービス提供と上記4の代替サービスを組み合わせて提供する場合は、通常の請求区分で報酬請求してください。
- 参考資料
介護保険最新情報 Vol.779 問1・問2

その他

- 6 本通知の適用期間等
令和2年4月利用分から適用することとし、適用終了時期については、新型コロナウイルス感染症の収束状況を考慮したうえで別途通知します。
本通知は、介護保険最新情報 Vol.823（令和2年4月24日付）までの情報を元に作成しており、今後変更となる可能性があります。

【問い合わせ先】

担当 : ①福祉部 長寿包括ケア課 地域包括ケア推進係
 : ②福祉部 介護保険課 指導係
連絡先 : ①027-898-6276 (直通)
 : ②027-898-6132 (直通)